

議案第12号

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 28 年加西市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「政令第 338 号」の右に「。以下「政令」という。」を加える。

別表第 1 に次のように加える。

鶉野飛行場跡地地域資源活用地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された東播都市計画地区計画鶉野飛行場跡地地域資源活用地区地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域
-------------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

鶉野飛行場跡地地域資源活用地区地区整備計画区域	滑走路跡地整備地区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路案内所又は観光案内所 (2) 休憩所又は公衆便所 (3) 図書館、博物館その他これらに類するもの (4) 路線バスの停留所の上家 (5) 飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500㎡以内のもの (6) 物品販売業を営む店舗（次号に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500㎡以内のもの（大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 1 号に規定する店舗面積（同一敷地内に二以上の建 		1メートル	20メートル
-------------------------	-----------	--	--	-------	--------

		<p>築物がある場合においては、その店舗面積の合計が1,000㎡以内のものに限る。第9号において同じ。)</p> <p>(7) 物品販売業を営む店舗 (市内において生産した物品を含む物品を販売するものに限る。)に道路案内所、観光案内所又は飲食店(市内において生産した農産物を含む物品を原材料とした食品を含む食品を提供するものに限る。)を併設するもので延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が3,000㎡以内のもの</p> <p>(8) 政令第130条の5の2第2号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>(9) 政令第130条の5の2第4号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>(10) 市内において生産した農産物を原材料の全部又は一部に用いて食品製造業を営む工場</p> <p>(11) 味そ製造業、しょう油若</p>			
--	--	--	--	--	--

		<p>しくは食用アミノ酸製造業、パン製造業、生菓子製造業、ビスケット類若しくは干菓子製造業（せんべい生地製造業を含む。米菓製造業において同じ。）、米菓製造業、その他のパン若しくは菓子製造業、清涼飲料製造業、果実酒製造業、清酒製造業（甘酒製造業を含む。）又は蒸留酒若しくは混成酒製造業を営む工場</p> <p>(12) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(13) 前各号の建築物に附属するもの</p>			
	滑走路 跡地保 全地区	<p>(1) 休憩所又は公衆便所</p> <p>(2) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(3) 前各号の建築物に附属するもの</p>		1メー トル	10メー トル

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

市街化調整区域における新たな地区計画として、「鶉野飛行場跡地地域資源活用地区地区計画」の都市計画決定を予定していることから同条例に当該規定を定めるもの。

【概要】

	滑走路跡地整備地区	滑走路跡地保全地区
建築物の用途	道路案内所、観光案内所、休憩所、公衆便所、博物館、床面積 1,500 m ² までの飲食店・店舗、倉庫ほか	休憩所、公衆便所、路線バスの停留所の上家
外壁の後退距離の限度	1 m	1 m
高さの最高限度	20m	10m